

JPRS-ADVRPT-2004001
2004年12月10日

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹

答申書

JPドメイン名の基本的手続に対する柔軟性の導入についての諮問書(JPRS-ADV-2004001)について答申致します。

主 文

JPドメイン名の登録管理業務は登録者と指定事業者とレジストリの三者を介す手続で実現されており、登録者・指定事業者の手続の誤りや、登録者と指定事業者の間の意思確認の誤りなどが発生することがある。これら誤りへの過大な救済措置は他の登録者への不利益となる危険性があるが、合理的な範囲で柔軟な対応を行うことは必要である。特に、登録者・指定事業者からの要望も強い次の2つの手続については、手続上の誤りを原因とした登録者の不利益を回避するためにも、導入することが妥当である。

- 1.JPドメイン名の新規登録後、一定期間の登録撤回期間を設ける。
- 2.JPドメイン名の廃止後、一定期間の登録回復期間を設ける。

これら2つの手続導入に関しては、規定を明確にして公開し、公平な適用を行うことが必要である。これらの手続の導入が、手続を利用しない登録者・指定事業者への負担増加とならないよう配慮することも必要であり、受益者負担として手続への課金も検討すべきである。

理 由

JPドメイン名の登録管理業務において、新規登録、登録更新、廃止の3つの手続は、登録状態を管理するための最も基本的な手続である。JPドメイン名の公平・中立な登録管理業務遂行のため、これらの手続については明確に規定され、それに基づいて厳密に運用することが必要である。

しかし、JPドメイン名の登録管理業務は登録者と指定事業者とレジストリの三者を介

す手続で実現されており、登録者・指定事業者の手続の誤りや、登録者と指定事業者の間の意思確認の誤りなどが発生することがある。

これら誤りへの過大な救済措置は他の登録者への不利益となる危険性があるが、合理的な範囲で柔軟な対応を行うことは必要である。特に、登録者・指定事業者からの要望も強い次の2つの手続については、手続上の誤りを原因とした登録者の不利益を回避するためにも、導入することが妥当である。

1. JPドメイン名の新規登録後、一定期間の登録撤回期間を設ける

特に汎用 JPドメイン名においては、新規登録手続を機械化している指定事業者が多いため、登録者がドメイン名の綴りを誤って登録し、誤りに気がつく前にドメイン名の登録が完了して、新規登録料の課金が発生してしまうという事例が多い。また、新規登録ドメイン名の綴りの誤りだけでなく、登録者と指定事業者の間での誤解や意思確認上の誤りなどで本来不要なドメイン名の登録を行ってしまうといったことも起こっている。

このような場合に、登録者が本当に必要としていたドメイン名の登録を行うことができるような手続を設けることが、登録者および指定事業者に大きな安心感を与える。誤りを訂正するには、登録されたドメイン名の綴りを訂正するという方法と、手続を一旦撤回し、改めて正しいドメイン名の登録を行うという方法の2つがあるが、後者の手続の方が登録者と指定事業者間の契約の複雑化や、指定事業者の業務負担の増加を抑える効果が高いと考えられる。

登録撤回されたドメイン名については、登録を廃止したドメイン名とその扱いを同一とすることが望ましい。当事者以外からは、登録状態でなくなったドメイン名がどのような状態を経ていつから再登録可能となるかが Whois で確認できることが重要であり、登録撤回されたドメイン名に対して再登録を希望するユーザに対して通常の廃止ドメイン名と同様に一時凍結期間を設け、Whois でいつから再登録が可能となるかを公開すべきである。

2. JPドメイン名の廃止後、一定期間の登録回復期間を設ける

登録者が更新時期を失念していたり、登録者と指定事業者の間での登録継続の意思確認上の誤りから、本来登録継続すべきドメイン名が登録更新されずに廃止されるという事例が多く発生している。運用されていたドメイン名の廃止は、それによって提供されていたサービスの中断など影響が大きい。

また、一旦廃止されたドメイン名は一時凍結期間の間は運用を再開することができず、再登録の際も他の登録希望者と同一条件の下での登録となるため、元の登録者が再登録できるとは限らない。これらの影響を考えれば、誤って廃止されたドメイン名については、その登録を回復する手続を設けることが必要である。

以上、これら2つの手続導入に関しては、規定を明確にして公開し、公平な適用を行うことが必要である。これらの手続の導入が、手続を利用しない登録者・指定事業者への負担増加とならないよう配慮することも必要であり、受益者負担として手続への課金も検討すべきである。

また、登録者の不利益回避を目的とした手続が悪用されることを防ぐ措置を検討することが必要である。この点からも、合理的な範囲での課金を検討すべきである。手続を受け付ける期間については、誤りを訂正するために設ける期間であることから、必要以上に長期間とするのは適当ではない。登録者・指定事業者から手続適用の理由提出を求めるといった手続は、利用側・提供側双方の負担を減らすためにも避けるべきであり、契約上の定めにしたがった利用者の自己責任に帰することとするのが適当である。

登録撤回、登録回復のいずれの手続も、同様の救済を目的とした手続が他 TLD で存在する事例がある。手続を実装する際には、これらの事例を参考にし、検討を行うべきである。

以上